

事業所の皆さまへ

平成29年 毎月勤労統計調査 特別調査について

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

<準備のための調査>

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額

について調査いたします。

統計を作成する目的以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線7605～7607, 7609, 7610, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

調査事業所の皆さまへ

統計の 確かな情報 大きな安心

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年に開始された調査です。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

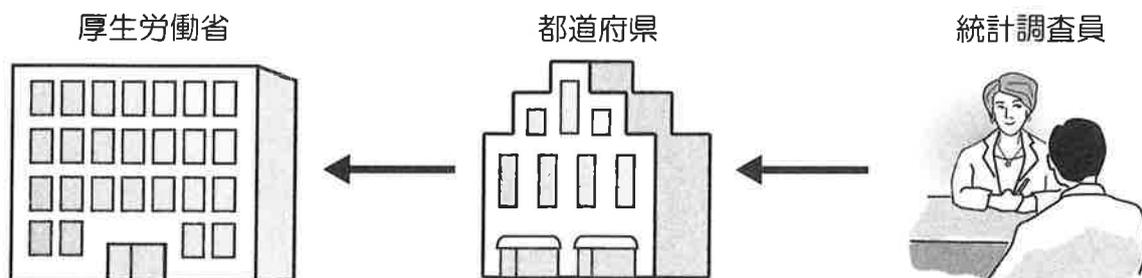
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員が赴きます。この統計調査員は、各都道府県の知事が任命し、必ず統計調査員証を携帯しています。

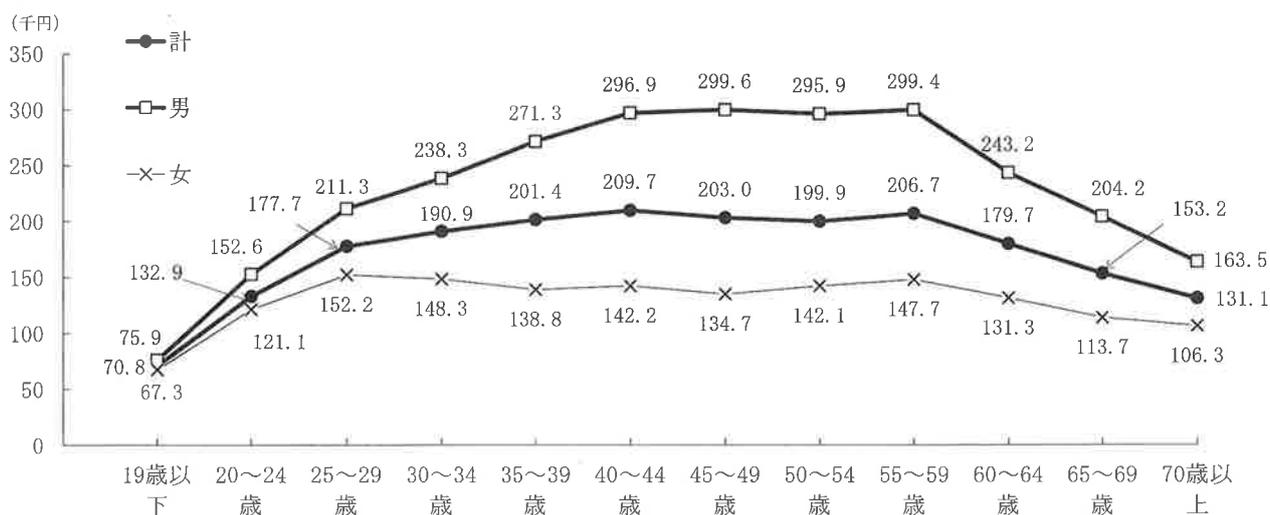
調査の流れ



● 平成28年毎月勤労統計調査特別調査の結果から ●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(平成28年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎年齢、勤続年数、出勤日数、通常日1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、短時間労働者割合の推移

(各年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

年	※ 年齢	※ 勤続年数	出勤日数	通常日1日の実労働時間数	きまって支給する現金給与額	過去1年間に特別に支払われた現金給与額(勤続1年以上)※	短時間労働者割合(1日6時間以下)※
	歳	年	日	時間	円	円	%
平成18年	44.2	10.4	21.1	7.2	190,749	219,475	26.9
19	45.0	10.9	21.1	7.2	190,482	214,629	26.9
20	45.4	11.1	21.2	7.2	192,630	208,367	27.0
21	44.7	10.6	20.8	7.1	185,402	195,387	28.2
22	45.1	10.8	20.7	7.1	184,676	184,694	28.4
23	45.4	11.0	20.6	7.1	187,962	191,014	28.1
24	45.7	11.0	20.6	7.1	188,928	191,400	28.0
25	46.1	11.2	20.7	7.1	190,474	201,806	28.0
26	46.5	11.4	20.7	7.1	192,120	208,488	28.5
27	46.7	11.3	20.4	7.0	191,269	216,965	29.0
28	47.0	11.6	20.2	7.0	195,701	227,206	28.9

※各年7月末日現在

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間数
 (平成28年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間数
	円	日	時間
全 国	195,701	20.2	7.0
北海道	194,910	21.1	7.0
青森	175,519	21.1	7.1
岩手	170,929	21.0	7.0
宮城	204,867	20.4	7.2
秋田	169,868	20.8	7.0
山形	190,002	21.7	7.2
福島	196,342	21.1	7.2
茨城	191,855	20.5	7.1
栃木	182,503	20.7	7.1
群馬	196,999	20.7	6.9
埼玉	206,417	19.6	7.0
千葉県	195,684	19.3	7.0
東京都	233,261	19.9	7.3
神奈川県	197,271	18.5	6.8
新潟	189,219	21.1	7.2
富山	194,479	21.1	6.9
石川	169,446	20.7	6.9
福井	181,486	20.3	6.9
山梨	193,308	20.7	7.1
長野	211,288	20.5	7.2
岐阜	180,204	19.7	6.7
静岡県	196,060	20.3	7.0
愛知県	198,209	19.6	7.0
三重	194,657	20.3	7.0
滋賀	175,346	19.2	6.8
京都	179,041	19.9	7.1
大阪	222,889	20.0	7.0
兵庫県	170,461	19.0	6.8
奈良	186,921	19.8	7.0
和歌山	169,116	19.9	6.6
鳥取	191,658	20.8	7.2
島根	188,045	20.9	7.1
岡山	205,151	20.7	7.2
広島	235,107	20.6	7.3
山口	183,934	20.1	6.9
徳島	171,017	20.6	7.1
香川	189,465	20.4	6.9
愛媛	183,800	21.1	7.0
高知	160,989	20.3	6.9
福岡	182,407	20.3	7.1
佐賀	174,318	21.1	7.1
長崎	167,660	21.2	7.1
熊本	181,356	21.6	7.2
大分	164,159	19.9	6.9
宮崎	166,466	20.8	7.1
鹿児島	179,868	20.6	7.2
沖縄	156,019	20.9	7.0



**調査の内容が、他に知られ
たりするようなことはない
のでしょうか？**

A この調査は、我が国の一人当たり
の賃金や労働時間を調べるための
もので、税金の算定や、労働基準法その
他の法律に基づく取り締まりなどに用い
ることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなこと
は禁じられています。

なお、調査には統計調査員が赴いてい
ますが、統計調査員は、知事が任命した
公務員です。調べたことについて他にも
らすことは、やはり統計法で固く禁じら
れています。

安心してお答えください。



基幹統計調査とは？

A 国の重要な統計を作成するための
調査として、統計法に基づき承認
された統計のことです。

統計法では基幹統計調査の調査対象と
なった方に対して、回答の義務に関する
規定や回答しなかった場合の罰則規定が
設けられている、大切な調査です。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調
査、経済センサスなども、基幹統計調査
です。

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線 7605~7607, 7609, 7610, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

調査票の記入要領早見表

(記入のポイント)

略称や通称等でなく正式な事業所名を記入します。
電話番号は市外局番から記入します。

様式第5号(第9条関係)

統計法に基づく基幹統計調査

毎月勤労統計調査特別調査票

(平成 年 7 月 分)



1 事業所名 **毎勤漬物本店**
(電話) ○○ ○○○○ 局○○○○番

調査年を記入します。

都道府県番	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号 大 中	企業規模番号
△△	○○○○○	×××		2

5欄の番号を記入します。

製品名、用途、事業の種類、取り扱っている商品名と完成品か部品、製造か修理、卸売か小売等の別がわかるように具体的に記入します。

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

漬物製造小売

3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

6月26日から7月25日まで

4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。

4人

5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。該当する番号を○で囲んでください。

(1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人

○(2)

本社、本店をはじめ、支社、支店、営業所、工場、出張所等で働いている常用労働者を全部合計したものによって記入します。

符号を記入し、かつ常用労働者の符号を記入した欄の番号を○で囲んでください。なお、符号の代わりに氏名を用いてもかまいません。

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住込みの別(注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めなくてください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ペースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確定な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)	
	男	女	通	住	家族	家族以外							
A	①	1	②	1	②	①	2	78	60	14	7	58800	10000
B	②	①	2	①	2	②	1	61	45	24	8 ⁹	29800	13500
C	③	1	②	①	2	②	1	38	5 ⁵	20	5	7800	10000
D	④	①	2	①	2	①	2	19	4 ⁰	20	8	11500	0

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

昨年8月1日から今年7月31日までに、一時的又は突発的理由に基づいて、労働者に現実に支払われたもの、あらかじめ支給条件算定方式が決められている給与でも、算定が3カ月をこえる期間ごとに行われるもの、支給事由の不確定なもの、過去にさかのぼって算定された給与の追給などを記入します(100円未満四捨五入)。年収ではないことに注意してください。

備考

面接者氏名 **毎勤太郎**

調査票作成年月日 年 月 日

統計調査員印 **EP**

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

調査票作成年月日を記入します。

家族労働者とは、事業主の配偶者、三親等内の親族及びその配偶者をいいます。

調査期間中に実際に出勤した日数を記入します。
1時間でも出勤すれば1日と計算します。

7月中の通常の日々の労働時間が異なる場合は、調査期間中の平均の1日の労働時間数を記入してください(残業も含まれます)。
(1時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)。

調査期間中に算定される基本給、地域給、能率給、家族手当、職務手当、時間外勤務手当等あらかじめ支給が定められている給与で、所得税その他を差し引く前の総額を記入します(100円未満四捨五入)。